

平成25年8月1日から 児童医療費助成制度の対象年齢が拡大されます。

町では、これまで実施してきた小学校卒業までを対象とする児童医療費支給事業について、平成25年8月1日から、18歳までに対象を拡大し、名称を「子ども医療費支給事業」と改めて助成を行います。

◆制度開始時期

平成25年8月1日（8月診療分から）

◆助成対象者

安芸太田町に住所を有する小学校1年生から、18歳に達する年度の3月末日までの子ども

◆医療機関等での一部負担金

1医療機関ごとに1日500円の負担をお願いします。

※1か月の間に同じ医療機関を受診される場合は、通院4日まで、入院14日まで負担をいただきます。（これを超える場合は負担はありません。）

※保険が適用されないもの（予防接種、差額ベッド代等）や、入院時食事療養費等は対象となりません。

◆手続きについて

・現在、「児童医療費受給者証」の交付を受けている方（小学生の方）

7月中に「子ども医療費受給者証」を郵送します。記載内容に変更のない方は手続き不要です。

・中学1年生から18歳までの方

6月中に保護者の方に申請書類を郵送しますので、期限内に手続きをお願いします。

期限内に手続きいただきました方については、7月中に「子ども医療費受給者証」を郵送します。

◎乳幼児医療費受給者証の交付を受けている方（未就学時の方）については、変更はありません。

●問い合わせ／住民生活課 ☎28-2116